（戸籍法の一部改正）

**第八条**　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「当事者の氏名」の下に「（親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている場合にあつては、その旨）」を加え、「親権に服する」を「者が親権を行う」に改める。

第七十七条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「親権に服する」を「者が親権を行う」に改める。

第七十八条中「第八百十九条第三項但書又は第四項」を「第八百十九条第三項ただし書又は第四項ただし書」に改める。

第七十九条中「第四項」を「第四項ただし書」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

**第九条**　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の二の項中「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に、「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

**第十条**　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「次条」の下に「及び第三条の二」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続実施等の申立ての手数料の特例）

**第三条の二**　民事執行法第百六十七条の十七第一項本文（同法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第百九十七条第一項若しくは第二項の申立て又は同法第二百六条第一項若しくは第二項の申立て（以下この条において「財産開示手続実施等の申立て」という。）と同時に債権の差押命令の申立てをしたものとみなされる場合には、当該財産開示手続実施等の申立てをする者は、財産開示手続実施等の申立てをする時に当該財産開示手続実施等の申立ての手数料を納めなければならない。この場合において、当該差押命令により差し押さえるべき債権を特定することができたときは、更に債権の差押命令の申立ての手数料を納めなければならない。

別表第一の一六の項イ中「第二百六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（民事再生法等の一部改正）

**第十一条**　次に掲げる法律の規定中「第七百六十六条（）」を「第七百六十六条及び第七百六十六条の三（これらの規定を」に改める。

一　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百二十九条第三項第三号ハ

二　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項第四号ハ

三　法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）第十条第四項第三号

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正）

**第十二条**　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「子との面会その他の」を「子との」に、「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に、「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に、「面会その他の交流について」を「子との交流について」に改める。

第二章の章名、第五条第四項第一号及び第二号、第六条第二項第三号、第九条並びに同章第三節の節名中「面会その他の」を削る。

第二章第三節第一款の款名を次のように改める。

**第一款**　日本国交流援助

第十六条の見出しを「（日本国交流援助申請）」に改め、同条第一項中「面会その他の」を削り、「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に改め、同条第二項中「日本国面会交流援助の」を「日本国交流援助申請」に、「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改め、同項第一号中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改め、同項第二号中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「面会その他の」を削り、同条第四項中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改める。

第十七条の見出し中「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に改め、同条第一項中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に、「日本国面会交流援助の」を「日本国交流援助の」に、「日本国面会交流援助決定」を「日本国交流援助決定」に改め、同条第二項中「日本国面会交流援助決定」を「日本国交流援助決定」に改め、同項第三号中「面会その他の」を削る。

第十八条の見出し及び同条第一項中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改め、同項第六号及び第七号中「面会その他の」を削り、同条第二項中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改める。

第十九条の見出し及び同条第一項中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改める。

第二十条の見出し中「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に改め、同条中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改め、「面会その他の」を削る。

第二章第三節第二款の款名を次のように改める。

**第二款**　外国交流援助

第二十一条の見出しを「（外国交流援助申請）」に改め、同条第一項中「面会その他の」を削り、「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に改め、同条第二項中「外国面会交流援助の」を「外国交流援助申請」に、「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改める。

第二十二条の見出し中「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に改め、同条第一項中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に、「外国面会交流援助の」を「外国交流援助の」に、「外国面会交流援助決定」を「外国交流援助決定」に改め、同条第二項及び第三項中「外国面会交流援助決定」を「外国交流援助決定」に改める。

第二十三条の見出し中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改め、同条第一項中「外国面会交流援助申請が」を「外国交流援助申請が」に、「外国面会交流援助申請を」を「外国交流援助申請を」に改め、同項第一号中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改め、「面会その他の」を削り、同項第六号及び第七号中「面会その他の」を削り、同条第二項中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改める。

第二十四条の見出し中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改め、同条第一項中「外国面会交流援助決定」を「外国交流援助決定」に改める。

第二十五条の見出し中「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に改め、同条中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改め、「面会その他の」を削る。

第五章第二節の節名中「面会その他の」を「子との」に改める。

第百四十八条第一項中「日本国面会交流援助決定」を「日本国交流援助決定」に改め、「面会その他の」を削る。

第百四十九条及び第百五十三条中「面会その他の」を削る。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

**第十三条**　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち家事事件手続法第二百七十三条第三項の改正規定中「第二百七十三条第三項」を「第二百七十三条第四項」に改める。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

**第十四条**　民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。